

やま と た か だ

2017
2
No.981



市民交流センターでお正月あそび (1月10日撮影)

INDEX

平成29年度 個人住民税の申告相談・受付 ①～② 平成29年度 水道事業水質検査計画 ③～⑤
安心して水道水を使うために ⑥ まちの話題 ⑦ 2016地区別懇談会 ⑧ 消費生活センターから ⑨
BOOKサロン ⑩ いま市立病院では ⑪ 人権シリーズ ⑫

平成29年度

個人住民税の申告相談・受付

■受付期間

2月16日(木)～3月15日(水)

※土・日曜日は閉庁

■受付時間

午前9時～正午、
午後1時～4時

■受付場所

市役所3階 東会議室

※(注)国政選挙が執行された場合、申告受付会場が変更になる場合があります。

申告期間中は、混雑が予想されます。申告書には、自分で住所・名前・扶養親族の欄などを事前に書いてください。

※市役所では、税務署から送付している「所得税の確定申告書」の受付はできません。税務署に提出してください。ただし、作成済みの申告書は預かり、税務署へ回送します。

個人住民税(市民税・県民税)の申告をしなければならない人

①平成29年1月1日現在、市内に住所があり、昨年1年間(平成28年1月1日～12月31日)に収入(所得)があった人で、税務署へ確定申告をしなくてもよい人

②給与所得者で、次のいずれかに該当する人

・勤務先などから、給与支払報告書(受給者交付用の名称は源泉徴収票)を、

市役所税務課に提出していない人

・給与所得以外の所得金額が20万円以下で、確定申告の必要がない人

◎公的年金などの収入金額が400万円以下の人へ

平成23年分から、公的年金などの収入金額が400万円以下(※)で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告が不要になりました。ただし、所得税が源泉徴収されている人のうち、確定申告をすることにより所得税が還付される人については、所得税の確定申告書を提出することができません。

また、確定申告が必要ない場合でも、各種保険料、生命保険料、医療費、障がい者などの控除を受ける場合や、公的年金などに係る雑所得以外の所得がある場合には、市民税・県民税の申告が必要です。

※複数の公的年金などを受給している人は、その収入金額の合計額

◎前年中の収入がなかった人へ

申告書の提出義務はありませんが、申告書の提出がないことで、児童手当・国民健康保険税の免除申請・就学援助・公営住宅などの各種申請ができない、市民税・県民税諸証明の交付を受けることができないなど、支障をきたすことがあります。各種申請に必要な場合は、前年中の収入がない人でも、

申告書を提出してください。

◎期限内に申告をしないと、こんなと
きに困ります

申告は、市・県民税の税額を算出する基礎となり、行政サービスを受けるために必要な所得証明書・課税(非課税)証明書を交付するときの重要な資料になります。期限内に申告書の提出がない場合、所得証明書・課税(非課税)証明書の即日交付ができない場合があります。

個人住民税の申告をしなくて もよい人

①税務署に所得税の確定申告書を提出した人

②収入が給与のみの人で、その支払者から本市へ給与支払報告書を提出し、控除内容などに変更のない人

③収入が公的年金のみの人で、その支払者から本市へ公的年金等支払報告書を提出し、控除内容などに変更のない人

④前年中の合計所得金額が、住民税均等割非課税基準以下の人

⑤控除対象の配偶者、または親・子などの扶養親族

申告に必要な書類

- ・申告書
- ・印鑑(認印)
- ・前年中の収入を明らかにするもの
- ・給与所得者は、源泉徴収票・給与明細など
- ・営業などの事業所得者・不動産所得

者は、収入と経費がわかる帳簿など
※所得税の確定申告が必要なのは、
税務署で申告をしてください。

- ・生命保険(一般分、個人年金保険、介護医療保険)、地震保険、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険の保険料払込証明書(平成28年中支払分)
- ・国民健康保険税、国民年金保険料などの領収書、または納付金額のわかるもの(平成28年中支払分)
- ※国民年金保険料については、日本年金機構から発行された証明書

- ・医療費控除を受ける人は、医療費の領収書と保険金など、補てんされた金額がわかるもの(平成28年中支払分)
- ※領収書の整理(集計)は、事前に済ませておくてください。

- ・障害者控除を受けようとする人は、障がい程度がわかるもの(障害者手帳など)
- ・介護保険法の要介護認定者が障害者控除の適用を受ける場合、「障害者控除対象者認定書」
- ※認定書は、介護保険課(内線572)で交付しています。

社会保障・税番号(マイナンバー) 制度について

平成28年分収入の個人住民税の申告書、および所得税の確定申告書には、「個人番号」を書いて提出してください。

「個人番号」を記載した申告書などを提出するときは、申告者本人の本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

1. 個人番号カード(番号確認と身元確認)
2. 通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)
- ・個人番号カード: 本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号などが記載され、本人の写真が表示されたカード。本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けることができます。
- ・通知カード: 本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカード。

申告における注意事項

- ① 所得税の確定申告を税務署に提出した人は、個人住民税の申告書を提出する必要はありません。
- ② 申告受付会場は、申告受付期間(2月16日(木)～3月15日(水))は市役所3階東会議室※(注)、申告受付期間以外は市役所2階税務課、出張申告受付の日程は当該会場です。
- ③ 申告書(個人住民税申告書に限る)は、郵送でも受付しています。ただし、押印もれ、記載内容に不明な点があるとき、添付資料に不備があるときなどは、当該申告書は受付できません。

◎郵送での申告をおすすめします

2月から3月にかけて、申告会場は大変混み合います。申告書を書いた人は、郵送での申告をおすすめします。申

告書に住所・名前・フリガナ・生年月日・電話番号・必要事項など(所得や控除などの記入もれがないことを確認し、押印のうえ、マイナンバー確認のための身元確認、および番号確認書類の写し、源泉徴収票・控除証明書などの必要書類を同封して郵送してください。

※郵送申告分は、記入した内容に関して電話で確認をすることがあります。

出張申告受付・相談などの日程

市役所税務課では、下記の日程で、申告期間前の受付などを行います。

葛城税務署からのお知らせ

所得税・復興特別所得税・消費税・地方消費税の確定申告

平成28年分の申告

所得税および復興特別所得税は、2月16日(木)～3月15日(水)まで、消費税および地方消費税は3月31日(金)までです。

※葛城税務署の申告会場は、大変混雑します。混雑状況や相談内容によって、申告書の作成などに時間がかかります。なるべく早め(午後4時まで)に来てください。

平成28年分の納税

①振替納税でない人の納付期限

- ・所得税・復興特別所得税: 3月15日(水)
- ・消費税・地方消費税: 3月31日(金)
- ②振替納税の人の納付期限(振替期日)
- ・所得税・復興特別所得税: 4月20日(木)
- ・消費税・地方消費税: 4月25日(火)

※葛城税務署では、通常、土日・祝日は閉庁していますが、2月19日(日)と2月26日(日)に限り、確定申告用紙の配付・確定申告の相談・申告書の受付を奈良税務署で行います(上記両日は、葛城税務署に会場を設けていません)。

※平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として、各年分の所得税額の2.1%)を、所得税と併せて申告・納付することとされています。

※公民館などでの出張申告受付・相談時間は、午前10時～午後3時までです。

※市民税・県民税申告書は、「申告書の手引き」を参照して、自分で作成してください。

また、混雑が予想されますので、住所・名前・生年月日・扶養親族の欄は、事前に書いておいてください。

※税務署から送付している「平成28年分所得税の確定申告書」は、自分で作成(自書申告)をしてください。市役所では、預かるだけで、「受付」はできません。

〔税務課市民税係 内線262〕

申告書の作成にあたっては、復興特別所得税額の記載漏れがないように注意してください。

※還付金の口座振込には、「e-Tax」利用の人は約3週間、それ以外の人には1か月半程度かかります。

〔確定申告は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の利用を〕
所得税の申告は、自動計算で便利な国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」を利用してください。作成したデータは、「e-Tax」(国税電子申告・納税システム)(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)を利用して提出できます。

〔葛城税務署 ☎22・2721〕

安心・安全な水道水をおとどけします

水道部門では、安心して飲める安全な水道水を、皆さんのもとへ安定供給するため、配水管の整備事業をはじめとした、施設の整備・改修事業を順次すすめています。また、水質検査計画に基づいた水質検査と施設の管理を適正に行っています。

私たちの暮らしを支えている水道水について、「平成27年度上水道事業の概要」と「水質検査」を、お知らせします。

上水道事業の概要

平成27年度の配水状況は、総配水量は708万4,128m³で、前年度と比べて3万3,356m³、率にして0.5%減少しています。給水人口は6万7,132人で、前年度に比べて702人減少しました。給水戸数については3万7,24戸となり、前年度と比べ21戸減少しました。

水道水を安定して届けるため、配水管整備事業として、配水管布設工事（旭北町地内外3か所）や、配水管布設替工事（西坊城地内外20か所）を実施し、下水道関連工事として、給配水管移設工事（築山地内外17か所）などを行いました。

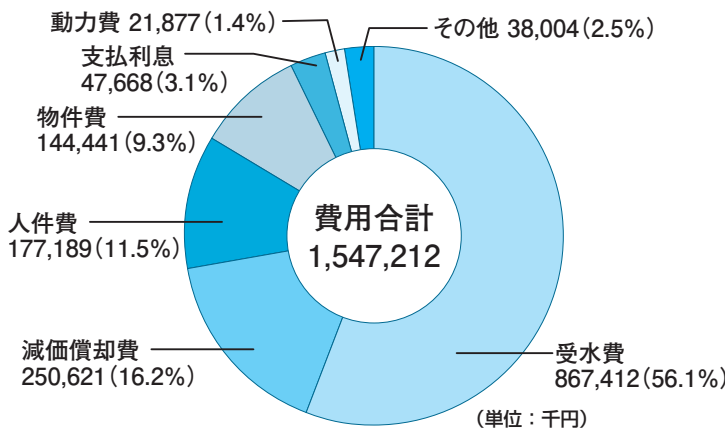
財政状況は、平成27年度1億9,309万2,666円の純利益が生じ、前年度

繰越利益剰余金13万7,055円、その他未処分利益剰余金変動額3億4,853万6,244円と合わせ、当年度未処分利益剰余金は、5億4,175万1,595円となり、翌年度へ繰り越しました。今後の財政状況は、総配水量の減少傾向が続いており、人口減少などにより、料金収入の減少や老朽化した設備更新に費用の増加などが予想され、予算を許さない状況です。

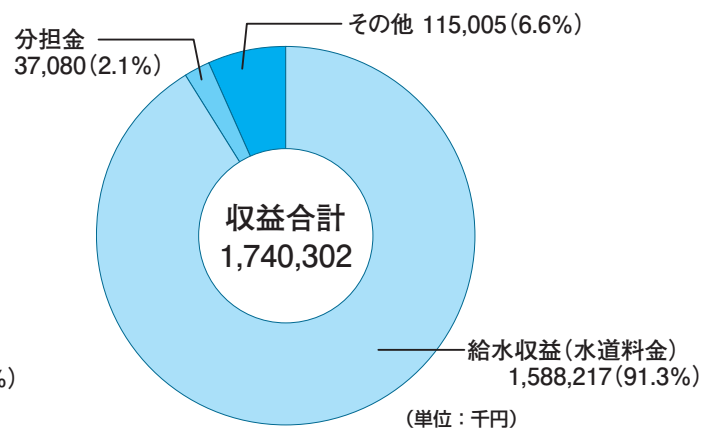
今後も、更に効率的な運営により、経費の削減に努め、財政基盤の安定化を図りながら、将来に効率よく継承できるように、老朽施設の更新事業を行っています。また、災害時に備え、ライフラインを確保するための諸事業を推進し、常に安全で安心して飲める水道水の安定供給を図り、住民福祉の向上に資するよう努力します。

決算収支状況 上水道事業（税抜）

【水道事業費用内訳】



【水道事業収益内訳】



水道施設の整備

維持管理整備事業

①管路対策：

- 老朽管更新事業計画(27年度末決算)
- 水管橋の点検
- 配水管延長…… 217,786m
- 老朽管残延長… 13,692m
- 老朽管割合…… 6.3%

②施設対策：配水場老朽施設の更新

業務量（平成28年3月31日現在）

給水人口	67,132 人
給水戸数	30,724 戸
年間総配水量	7,084,128m ³
1日最大配水量	21,640m ³
1人1日平均配水量	288ℓ

決算収支状況 工事関係（税込）

資本的収入	250,061	移設工事負担金収入、企業債借入など
資本的支出	894,298	水道施設の拡張、改良工事、企業債償還金など
差 引	△644,237	資本的収支不足額

(単位：千円)

平成29年度

大和高田市水道事業水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、市民の皆さんに「安心」「安全」な水の供給をするため不可欠であり、水道水の水質管理において中核となるものです。
水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目を定めたものです。

上下水道部では、水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定し、これまで行ってきた検査結果の公表と併せて、水道水が水質基準に適合し安全であることを更に理解してもらえよう、公表します。

1 基本方針

清浄な水を供給するため、施設の管理を適正に行い、水道法を遵守することを基本に、適正な水質項目・検査頻度・採水地点の選定を行い、適切な判断により、需用者が安心、信頼して利用できる水道をめざします。

2 水道事業の概要

- (1) 水源は、奈良県営水道から100%受水
- (2) 配水場は、市内3か所

1日配水施設能力

大東配水場：10,000 m³/日
天満配水場：13,000 m³/日
陵西配水場：15,000 m³/日

(3) 給水状況

区 分	内 容
給水区域	大和高田市内
給水人口(平成27年度)	67,132 (人)
給水戸数(平成27年度)	30,724 (戸)
年間給水量	7,084,128 m ³
計画1日最大給水量	38,000 m ³ /日
実績1日最大給水量	21,640 m ³ /日

3 水道水の状況

- (1) 水道水は、奈良県水道局御所浄水場から受水しています。御所浄水場の水質については、奈良県水道局ホームページの水質検査結果を見てください。
- (2) 水道水は、これまでの検査結果より、水質基準を十分満足していることから、安全で良質な水です。

4 水質検査項目、検査頻度

- 水質基準が適用される水質検査項目と検査頻度
- ① 水質検査項目
法令に基づく水質基準項目(別表1)〈51項目〉および毎日検査項目(別表3)の水質検査を行います。
 - ② 検査頻度
(ア) 法令に基づく水質基準項目(別表1)の項目No.1、2、38、46、51の検査は、毎月1回行います。
(イ) 法令に基づく水質基準項目(別表1)のうち、前記の項目(ア)と省略不可項目No.9、21、31、42、43以外の項目

6 臨時検査

水道水が、次のような水質変化があり、水質基準に適合しない恐れがあるときは、必要に応じて臨時の水質検査を行います。

5 水質検査の方法

- (1) 上下水道部で自己検査を行う項目
毎日検査 水道法の規定による毎日検査項目
- (2) 奈良広域水質検査センター組合(二部事務組合)に委託する検査
水質基準項目(検査区分：毎月検査項目検査)

- ・ 水質管理目標設定項目

水質管理上留意すべき項目	留意すべき事項
残留塩素	配水過程で減少
濁度・色度	管路内などで配水過程で上昇
pH	配管内などで配水過程で上昇

- ③ 水質管理上優先すべき対象項目などの留意すべき事項

◎ 水質管理目標設定項目

水質基準には該当しないものの、よりの高い水道水をめざすため、水質管理上留意すべき項目です。水質管理目標設定項目(別表2)〈3項目〉の水質検査を行います。

- (ウ) 法令に基づく毎日検査項目(別表3)の、色・濁り・消毒の残留効果(残留塩素)の検査は、1日1回行います。
- 目については、年4回以上行うこととされていますが、過去3年間の検査結果が、基準値の10分の1以下の場合には3年に1回、10分の1超過5分の1以下の場合には年に1回まで、検査頻度を緩和して行います。

を行います。

- (1) 定期検査により、水質異常が判明した場合
- (2) 水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- (3) 原因不明の色や濁りなど、水質が著しく悪化したとき
- (4) 給水区域およびその周辺において、消化器系伝染病が流行しているとき

臨時の水質検査は、速やかに実施し、水質異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

7 水質検査計画および検査結果の公表

水質検査計画および水質検査の結果は、次の方法で公表します。

- (1) 広報誌「やまとたかだ」
- (2) 市ホームページ

8 水質検査計画の評価

水質基準は、水道により供給されるすべての水が満たさなければならぬ要件です。

本市では、水質検査結果が水質基準に適合していることを確認することはもちろんのこと、得られた結果と蓄積したデータの比較評価などを行い、水質管理に活用します。

9 水質検査計画の見直し

水質検査計画の見直しは、検査結果の状況に基づいて行います。

10 水質検査の精度と信頼性の確保

水質検査における測定値の信頼性の確保のため、妥当性評価ガイドラインに基づき、妥当性の確認をした検査機関で行います。



水質基準項目(別表1)

区分	項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年間の 最高値	検査頻度					
					大東配水場系 給水栓	天満配水場系 給水栓	陵西配水場系 給水栓			
健康に関する項目	1	一般細菌	100個/mL	0	月1回	月1回	月1回			
	2	大腸菌	不検出	検出せず						
	3	カドミウム及びその化合物	0.001mg/L以下	0.001未満						
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	28年度実施	29年度予定	27年度実施			
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満						
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.002						
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満			27年度実施			
	8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.005未満						
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満			年4回	年4回	年4回	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満						
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.50						
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.06	28年度実施	29年度予定	27年度実施			
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02						
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満						
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満						
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.002未満						
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満						
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満						
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満						
	20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満						
	21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.006未満				年4回	年4回	年4回
	22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満						
	23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.005						
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.008						
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.001						
	26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満						
	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.009						
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.004未満						
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.003						
	30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満						
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.01						
性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満	28年度実施	29年度予定	27年度実施			
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.04	年1回	29年度予定	年1回			
	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.005未満	28年度実施		27年度実施			
	35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満						
	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4.9						
	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満						
	38	塩化物イオン	200mg/L以下	11	月1回	月1回	月1回			
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	47	年1回	年1回	年1回			
	40	蒸発残留物	500mg/L以下	101			年4回			
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	28年度実施	29年度予定	27年度実施			
	42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	年4回	年4回	年4回			
	43	2-メチルイソボネオール	0.00001mg/L以下	0.000004						
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005未満	28年度実施	29年度予定	27年度実施			
	45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.005未満						
	46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/L以下	0.6						
	47	pH値	5.8～8.6	7.3						
	48	味	異常なし	異常なし	月1回	月1回	月1回			
	49	臭気	異常なし	異常なし						
	50	色度	5度以下	1未満						
	51	濁度	2度以下	0.1未満						

省略不可項目
過去の検査結果から3年に1回
過去の検査結果から1年に1回
過去の検査結果から1年に4回

水質管理目標設定項目(別表2)

項目 No.	水質基準項目	目標値	検査頻度		
			大東配水場系 給水栓	天満配水場系 給水栓	陵西配水場系 給水栓
3	ニッケル及びその化合物	0.01mg/L以下	28年度実施	29年度予定	27年度実施
14	抱水クロラール	0.03mg/L以下			
22	有機物質(KMnO ₄)	3mg/L以下			

毎日検査項目(別表3)

項目 No.	水質基準項目	評価	検査頻度	検査方法
1	色	異常なし	毎日	自己
2	濁り	異常なし	毎日	自己
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L以上	毎日	自己

安心して水道水を使うために

現在、鉛給水管は使用していませんが、平成元年以前に給水管を布設した家庭では、鉛給水管を使用している場合があります。そのような家庭で、長時間水道水を使用しない場合、例えば、朝一番や、旅行などで長時間留守にしたときの最初の水は、鉛がごくわずかに溶けだしていることがあります。

通常（流水）の使用状態では問題ありませんが、出し始めの水は、念のためにバケツ二杯ぐらいを、飲み水以外に使ってください。

貯水槽水道の利用者の皆さんへ

◎自分でできる「水質チェック」

無色透明なガラス製のコップに水を入れ、色、濁り、臭い、味の4項目をチェックしましょう。

①色がついている 水槽の汚れや、給水管の腐食などが考えられます。

②濁っている 水槽が汚れている可能性があります。

③臭いがする 水槽の汚れや、汚染物質の混入などが考えられます。

入などが考えられます。

④変な味がある 水槽の汚染や、給水管の腐食などの可能性があります。

①～④に該当するものがあれば、すぐに貯水槽の設置者（管理者）に連絡し、適切な対応を依頼してください。

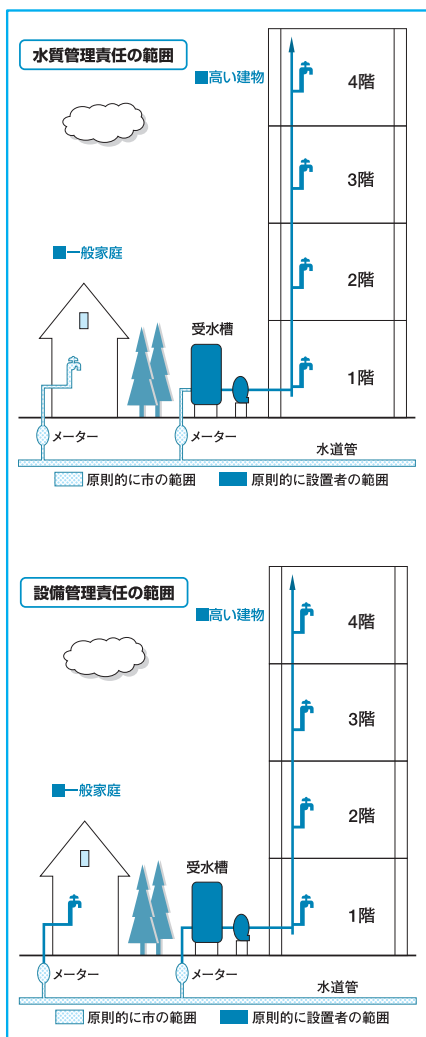
貯水槽設置者の皆さんへ

・貯水槽は、所有者が管理するものです

・安心して飲める水道水は、適正な管理が必要で

有効容量が10m³を超える受水槽は、水道法で、設置者に対して適正な管理や検査が義務づけられています。また、有効容量が10m³以下の小規模な受水槽についても、設置者に対して適正な管理と検査が求められています。

設置者や管理責任者は、日ごろの管理と、1年以内ごとに1回、定期的に清掃・水質検査・設備点検を行い、水槽をいつも清潔にしましょう。



〔上下水道部水道部門〕

☎ 52・1365

「入札参加資格申請」の受付

水道資材納入業者

市内・市外業者の定期受付です。

▽受付期間 2月1日(水)～28日(火)（土日、祝日を除く）

午前9時～正午、午後1時～4時

▽提出書類 市ホームページに掲載しています。

▽提出方法 申請書などを水道総務課へ持参

※申請書などは、水道総務課窓口で配布、または市ホームページからダウンロードできます。

※郵送による受付はできません。

▽指名願有効期間

●市内業者：平成29・30・31年度

●市外業者：平成29・30・31年度

▽納入資材 量水器、水道専用補修材料、その他水道専用資材

〔水道総務課 ☎ 52・1367〕

市立病院給食用物資納入業者

▽受付期間 2月1日(水)～28日(火)（土日、祝日を除く）

午前9時～午後4時30分

▽提出方法 申請書などを市立病院栄養管理科へ持参

※申請書などは、市立病院栄養管理科にあります。

※郵送による受付は、できません。

▽登録有効年度 平成29年度

▽納入物資 青果物、冷凍食品、加工水産物、塩干物、缶詰類、嗜好物、調味料、食用油、穀類、鶏卵、肉類

〔市立病院栄養管理科 ☎ 53・2901（内線6613）〕

元プロ野球選手から技術を学ぼう 少年少女特別野球教室

平成28年12月10日(出)、総合体育館で、元プロ野球選手の三浦大輔さん、関本賢太郎さん、現役選手の福山博之さんが、市内の少年少女野球チームを指導しました。憧れのプロ野球選手と一緒に練習ができ、指導を受けた子どもたちからは、「優しく、わかりやすく教えてもらった」という声が上がっていました。

〔総合体育館〕
☎22・8862



白拍子舞の奉納

平成28年12月11日(日)、石園坐多久蟲玉神社(龍土宮)で、「白拍子舞」が奉納されました。市や商工会議所がはじめた取組を、平成19年にまちづくり団体「夢咲塾」が引き継ぎ、今回で10回目の開催になります。大和高田市磯野は、静御前の母の出身地で、静御前が余生を送った地と伝承されています。

〔自治振興課〕

内線227



映画「天使のいる図書館」先行上映

2月11日(出)から、映画「天使のいる図書館」が、先行公開されます。

この映画は、本市を含む、4市1町で構成する「葛城地域観光協議会」が立ち上げた、「葛城地域観光振興シネマプロジェクト」が製作した映画です。葛城地域が舞台で、大中公園、天神社などでも撮影が行われました。

▽上映場所

TOHOシネマズ橿原(橿原市曲川町7丁目20番1号)
イオンシネマ西大和(北葛城郡川合町広瀬台3丁目5番1号)
なお、2月18日(出)からは、順次全国公開されます。



〔企画法制課観光企画調整係〕

内線285

ゴミの減量と 適正な処理のお願い

クリーンセンターでは、より一層のごみ減量をめざしています。「新聞」、「紙類」、「ペットボトル」、「その他プラスチック製容器包装」などは、分別することでリサイクルが可能となり、燃えるゴミの減量へとつながります。

事業者(会社、商店、飲食店、病院、銀行、事務所、営業所、工場など)にも、ゴミの分別の促進と減量、適正処理をお願いしています。事業系ゴミは、市で収集するゴミには出せません。

クリーンセンターでは、事業系ゴミが適正に処理されるよう、啓発用リーフレットを事業者者に配布をしています。また、商店街などでは、事業系ゴミが市の指定袋に混入されていないか監視、指導を行っています。

市で発生するゴミを少しでも減らすため、市民、事業者が共にゴミの再資源化と減量にご協力をお願いします。

〔クリーンセンター企画整備課〕

☎52・1600

大和川水質改善強化月間

雨量が少なく、水質の悪化する2月を「大和川水質改善強化月間」としています。大和川の汚れの原因は、家庭から出る「生活排水」であることから、流域に住む皆さんに生活排水を減らす取組を呼びかけています。よりきれいな大和川のため、水質改善に協力してください。

・食事は食べる分量だけ作り、残らな

いようにしましょう。

・食器やフライパンなどの汚れは、拭き取ってから洗いましょう。

・食べ残しや残りクズを、直接流さないようにしましょう。

・石けんやシャンプー、洗剤類は、使いすぎないように気をつけましょう。

・浄化槽を設置している人は、定期的に点検し、1年に1回以上清掃を実施しましょう。

〔環境衛生課 内線281〕

春季全国火災予防運動

3月1日〜7日までの1週間、全国で斉に春季全国火災予防運動が実施されます。

寒さの残る日があり、ストーブなどの暖房器具で、火を使用する機会もあると思います。また、空気も乾燥し、火災が発生しやすい時期になります。それぞれの家庭でも、今一度火の取り扱いには十分に注意してください。また、暖房器具や電化製品の点検などを行い、火災の予防を心がけましょう。

住宅用火災警報器の設置

すべての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。既に設置している警報器については、万が一に備え、点検・清掃などのメンテナンスを行いましょう。まだ設置していない人はすぐに設置して、もしもの火災に備えてください。

〔高田消防署 ☎25・0119〕

人も笑顔も深い学びも増え

「いのち」・人権・優しさを求めて 地区別懇談会へ

各校区人推協主催の地区別懇談会を、昨年10月から11月にかけて10会場で実施しました。633名の参加者を得ての開催となりました。

今年度は、「いのち・子育て 頭の体操」と題するクイズを元に、グループごとに語り合いました。○×クイズや三択クイズも織り交ぜ、グループ分けにも少し工夫をしました。語らいの後、進行係からの謎解き、人権アドバイザーのまとめの話をしました。人権感覚を高める場を、和やかに語らいながら、参加者の皆さんと創り出すことができたようです。477名↓542名↓555名↓633名と、ここ数年、参加者数も着実に伸びています。また、開会閉会の総代さんのあいさつにも、これまでの長年の学びが活かされた力強さにあふれていました。

「人の心は変えられると実感」

○人権について話を聞くことはあっても、話し合う機会などほとんどなかったと思います。大事な経験になりました。本当にありがとうございました。

○このような地区懇であれば、参加者は増えるやろうな、と思いました。

○長年民生児童委員をしてきました。今年久しぶりに参加してびっくりしました。和やかで、話しやすくて、でも

差別はおかしいと感じるこのことができる内容でした。

来年も必ず参加します。

○なるほどとおもうことがかりで、楽しく有意義な時間だった。無関心であることが、いかに罪深いのか考えさせられた。

○アドバイザーのまとめに感動した。涙が出そうだった。

○アドバイザーのお話、前半の和やかに加え、学びに深みを添えてもらった。素晴らしいかった。

○話し合いの中で、身近な差別の問題に切り込んだ話がたくさん出てきました。家に帰ってから、すぐ話題にしたいと強く思いました。いや、すぐ話します。

といった声を、多数いただきました。

「人権侵害の歯止めとして」

「本人通知制度」の活用を」

「本人通知制度」について、今年度も地区別懇談会の中で、案内をしました。

「本人通知制度」は、市町村が住民票の写しなどを代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人に、交付したこ



とを知らせる制度です。この制度は、不正請求・取得の防止を目的としています（市民課への登録と、3年ごとに更新が必要）。

本市では、まだまだ周知が足りないと考えます。人権侵害の大きな抑止力になるものと考え、今後も呼びかけ強化に努めたいと思います。しかし、3年ごとに更新しなければならぬ点や、さらには「それほど重要なものであるならば、わざわざ申請に行かなくても、通知してくれたらいいのではないか」という強い指摘もありました。検討をしていきたい課題です。

【さらに素敵な時間に】

「ぜひまた参加したい」との声をたくさん聞くことができ、「魅力ある地区別懇談会」というねらいに、少し近づけたと考えます。また、子どもたちの参加も増え、学びの幅が広がった、との声も届けられました。

一方、今後研修内容のレベルアップを期待する声もありました。また、校区事務局との打ち合わせの不十分さもあったと考えます。さらには、進行役とアドバイザーの打ち合わせの足りなさなど、反省点も多々ありました。事務局など、人権問題へのさらなる学び、啓発のあり方の研修などを重ねたいと思います。

皆さんからの温かい言葉を共有し、人権尊重のまちづくりのための一層の前進を誓い合いたいと思います。

「人権施策課内 市人推協事務局

内線276」

大和高田市 70年の歩み

市民体育館完成(昭和36年)



当時市民体育館は、現在の馬冷池公園(本郷町)の場所にあります。昭和57年に、幸町に総合体育館が開館したため、市民体育館は市民会館に新装されました。

リスモア市との姉妹都市提携調印(昭和38年)



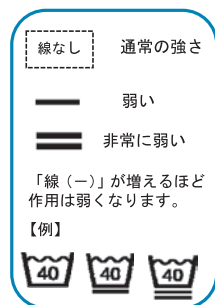
オーストラリアのリスモア市と、昭和38年に姉妹都市を提携しました。写真はその翌年に、キャンベル市長が本市を訪れたときの1枚です。平成30年で、姉妹都市交流55周年を迎えます。

「広報情報課 内線273」

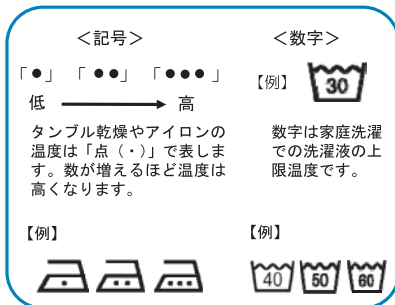
● 5つの基本記号



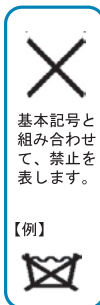
〈強さ〉基本記号の下に付加



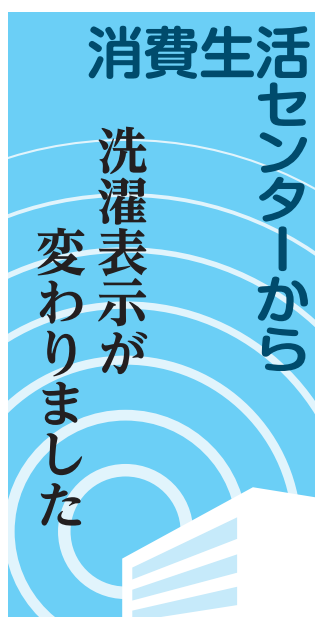
〈温度〉基本記号の中に付加



〈禁止〉



平成28年12月から、洗濯表示が新しくなりました。これまでの22種類から、国際規格に合わせた41種類に増えました。「5つの基本記号」と、強さや温度、禁止を表す「付加記号」「数字」の組み合わせで構成され、記号で伝えられない情報は、簡単な言葉で記号の近くに表示されます。



「ウェットクリーニング」
ウェットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行う、プロの水洗いと仕上げによる洗濯です。

● その他の追加記号
「タンブル乾燥」
タンブル乾燥機とは、機械の中で洗濯物を回転させながら温風で乾燥する衣類乾燥機です。日本の家庭では、洗乾一体型洗濯機や回転式衣類乾燥機などがこれに相当します。

「酸素系漂白剤」
酸素系漂白剤は、色柄物にも使える漂白剤です。パッケージには「酸素系漂白剤」や「色柄物にも」などと書かれています。ただし、粉末タイプのもものは、毛や絹には使用できません。
きめ細やかな情報を提示することで、洗濯によって衣類が縮む、色が落ちるなどのトラブルが減少することが期待できます。表示の変更により、慣れるまでに時間がかかると思いますが、大切な衣類を守るために、洗濯をするときは表示をよく見ることを心がけましょう。

新しい「洗濯表示」の記号と意味

旧洗濯表示の記号 JIS L 0217 より抜粋	新しい「洗濯表示」の記号 (付加記号を含む) JIS L 0001 より抜粋
家庭洗濯の記号 	家庭洗濯の記号 家庭洗濯 (洗濯機洗い) ができます。 記号の中の「数字」は洗濯液の上限温度です。 「-」は「線なし」よりも、弱く、 「=」は更に弱い洗濯機での洗い方です。 「手洗い」をします。 洗濯液の上限温度は40℃です。 家庭での洗濯はできません。
漂白の記号 	漂白の記号 塩素系漂白剤や酸素系漂白剤で漂白ができます。 酸素系漂白剤のみが使えます。 漂白剤は使えません。
自然乾燥の記号 	自然乾燥の記号 ※ぬれ干し (「 」「=」) は脱水せず (絞らず) に干します。
アイロン仕上の記号 	アイロン仕上の記号 アイロンをかけることができます。 「点 (・)」はアイロンの底面温度の上限を表します。 「…」は200℃ (高温) まで 「…」は150℃ (中温) まで 「・」は110℃ (低温) まで アイロンは掛けられません。
ドライクリーニングの記号 	ドライクリーニングの記号 ドライクリーニングができます。 P パークロエチレンなどの溶剤を使用します。 F 石油系溶剤を使用します。 ドライクリーニングはできません。

BOOK

サロン

新着図書のご案内



「図書館ねこベイク&テイラー」

ジャン・ラウチ 著／早川書房

アメリカ西部の小さな公立図書館で飼われていた2匹の猫たち。2匹はやがて世界的なスターへと成長していき…。長年2匹の「お母さん役」を務めた司書が、彼らの思い出を綴る。全米各地で活躍する「図書館ねこ」たちも紹介。



全米各地で活躍する「図書館ねこ」たちも紹介。

本の時間を届けます

篠賀典子ほか 著／洋泉社

平城京のごみ図鑑

奈良文化財研究所監修／河出書房新社

災害ボランティアハンドブック

関西学院大学災害復興制度研究所編集

／関西学院大学出版会

忘れられないパン「たま木亭」

玉木潤 著／柴田書店

雪煙チエイス

東野圭吾 著／実業之日本社

「モンスター・ホテルでそっくりさん」

柏葉幸子 作／小峰書店



1週間ぶりにモンスター・ホテルに泊まりに来たドラキュラ男爵の前に現れたのは、ぽつちやうり太りぎみのキツネのツネミさんに、背が縮んだ透明人間のトオルさん…。2人とも、そっくりなだけ、違う!?

外来生物ずかん

五箇公一 監修／ほるぷ出版

電車大集合1922点

広田尚敬 写真／講談社

車夫2 幸せのかっぱ

いとうみく 作／小峰書店

えとえとがっせん

石黒亜矢子 作／WAVE出版

しちふくじん

中川学 絵／岩崎書店

2月のおはなし会

◎絵本のよみきかせ

▷とき 2月4日・18日(土)
ごぜん10じ30ぷんから

▷ところ としょかん
じどうコーナー

◎おはなし会

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

▷とき 2月11日(土)
ごぜん10じ30ぷんから

▷ところ としょかん2かい
プレイルーム

▷たいしょう 4さいいじょう

●おはなし 「こすずめのぼうけん」

●えほん 「お月さまってどんなあじ?」

◎えほんとわらべうたの時間(きらら)

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

▷とき 2月25日(土)
ごぜん10じ30ぷんから

▷ところ としょかん2かい
プレイルーム

▷たいしょう 3さいいか

●おはなし 「おいしいおかゆ」

●えほん 「へんてこ へんてこ」

催しのご案内

■おひなさまに顔をかこう!

紙コップで作ったおひなさまを用意しています。図書館へ来てくれたこどもたちに描いてもらった顔をつけて、2月中館内に飾ります。その後は、プレゼントしますので、家にも飾ってください。

▷とき 2月1日(水)～2月28日(火)

▷ところ 図書館3番カウンターで、「顔」の紙をもらい、児童閲覧席で描いてください。

▷対象 お絵かきができる子



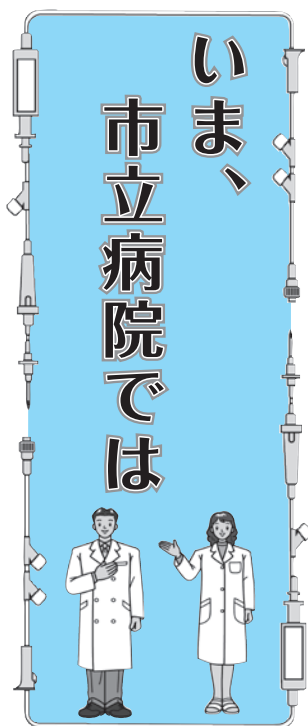
■展示のお知らせ

第2回大和高田市「図書館を使った調べる学習」地域コンクールで入賞した、児童たちの作品を展示します。

▷とき 2月中旬～3月末まで

▷ところ 図書館1階エントランス

(市立図書館 ☎52-3424 FAX 52-9415)



健診(健康診断)と人間ドック

「健診」は、労働安全衛生法で一年間に二回以上定期的に行うことが義務付けられ、そのために職場や居住している自治体で定期的に行われているものです。

一方、「人間ドック」の「ドック」は、本来船渠(せなけり)を修理・点検するための設備を意味する英語ドックに由来した言葉で、人の健康の点検を意味したものです。これは、法的な義務は無く、一般的には「健診」に比べ、検査項目がより専門的になり、種類も多く、より総合的に精密な検査を受けた人が任意で受診するものをさします。そのため、加入している健康保険組合によつては、年齢などの条件(35歳あるいは40歳以上)を満たせば、一定額の補助が出るのが普通で

す。従つて、労働基準法、労働安全衛生法で定められている「健康診断(健診)」に含まれます。

「人間ドック」と「健診」の目的は、共に現在の健康状態を明らかにし、健康異常に対する早期発見と健康を保持するためのものです。

「健診」は、検査項目が少なく、病気を特定するものではないのに対し、「人間ドック」は、目的に合わせてプラン(オプション)を選択できます。料金から見ると、「健診」は、会社が加入する健康保険組合での受診なら無料の場合も多いのに対して、「人間ドック」は、健康保険の対象外になることが多く、2〜5万円程度の費用がかかります。

色々と述べてきましたが、自分の年齢や健康状態、または過去の受診歴などを考慮しながら

「健診」を受けるか、精密な「人間ドック」を受けるかを判断しましょう。20代では、高度な精密検査よりも血糖値などの基本的検査を受けて、各数値の経過を参照しながら健康管理をしていくことが重要です。また、30代からは、喫煙や食生活などの生活習慣を考慮しながら、専門ドックを定期的に取り入れていくことをお勧めします。

本院の健診センターでは、各科の医師が専門的に診察をし、それぞれの立場から適切にアドバイスを行っています。検診センターは、全て予約制になっています。毎年4月、5月は比較的空いていますので、早めの予約をお勧めします。



市立病院 健診センター

吉田 宏二郎

市立病院 53・2901

健やかな毎日を おくるために



天満診療所
医師 梅本典江

「からだ、乾いていませんか？」

暑い夏には熱中症を心配して、まめに水分をとっていた人も、冬場は、あまり警戒していないのではないのでしょうか。

冬でも、空気が乾燥しているため、皮膚や呼吸から水分は失われます。気密性の高い部屋、暖房により、室内は屋外よりも乾燥しています。こたつに入ったまま寝てしまったり、電気毛布を長時間使用していると、睡眠中にも意外とたくさん汗をかいていたりします。また、高齢者は、トイレに行く回数を心配して、水分を控えることも多いと思います。

気付かないうちに、体は脱水気味となり、血液がドロドロになっている可能性があります。口になつていない可能性が、血栓(けっせん)がでやすくなり、脳梗塞(のうこうそく)や心筋梗塞(しんきんこうそく)のリスクが高まります。皮膚が乾燥していたり、口が渇いたり、尿量が少なく、色が濃くなっている場合は、すでに脱水状態になっているので要

注意です。冬は喉(のど)の渇きがなくとも水分補給を心がけるようにしましょう。食事のとき以外にも、朝起きたとき、入浴前後、夜寝る前、そして夜トイレにいったあとにも、コップ一杯のお水、白湯、カフェインの少ないほうじ茶などを飲みましょう。ほうれん草や小松菜などの緑黄色野菜や季節の果物は、ミネラル、ビタミンと共に水分も豊富にとれるのでお勧めです。

部屋に加湿器(かしつき)を置いたり、窓をあけて空気を換気するなど、部屋の湿度を保ち、今日から「かくれ脱水対策」をはじめましょう。

天満診療所健康教室

▽とき 2月23日(木)

午後1時〜2時

▽ところ 天満診療所

▽テーマ 「花粉症の予防と治療」

▽講師 梅本典江

(天満診療所医師)

天満診療所 52・5557



人権シリーズ 167

笑顔あふれる「幸齢」社会へ



昨年開催した、人権セミ

「た」などの感想が出ました。

ナ：市民集会・人権教育研修

本市では、2016年12月

会・市人権教育推進協議会研

現在、市民の約28.7%が65

究大会などの講演会は、例年

以上の参加人数となりまし

た。とりわけ、たくさんの高齢

中で、「向こう三軒両隣」とい

者が参加し、「人権」について

う言葉があるように、お互い

共に学習することができまし

声を掛け合い、見守り、支え

た。参加した人からは、「いの

ち」のありがたさを感じ、これ

から生きていくとともに、子

どもたちにも伝えていきたい

「人権とは、自分がいて、人

合つ、「助けあいの心」が必要

です。

私たちは、「いつも健康でい

たい」「幸せな家庭を作りたい

「自由」に安心・安全に暮ら

していること、始まるのだと感じ

したい」など、いろいろな願い

「人権施策課 内線279」

や希望をもって生活していま

す。そして、幸せに歳を重ねた

いと誰もが願っています。人

が自分らしく幸せに生きてい

くため、誰にも認められるべ

き権利が「人権」です。一人ひ

とりの「人権」が守られ、「高田

に生まれて良かった」「高田で

暮らせて良かった」と実感でき

るよう、地域の人たちと連携

しながら「助けあいの心」を大

切にしていきたいものです。

年齢に関係なく、生きがいを

もって働き、スポーツや趣味

に挑戦するような個性が尊

重される、笑顔あふれる「幸

齢」社会にしたいですね。

今回は、地域の人たちの声か
けや発見により、医療機関へと
繋がった、60歳男性Dさんのお
話です。Dさんは、2年ほど前
から徐々に身体に異変がおこ
り、仕事中によく倒れたり、膝
の力が急に抜けたりすることに
を繰り返していました。1年前
には仕事を辞め、部屋に閉じこ
もるようになりました。しだい
に、家賃が払えず、ご飯も食べ
られず、病院にも行けなくなっ
ていったようです。食料は友人
が2日に1回くらいお弁当を
持つてきてくれていたよう
です。最後には身体が言うことを
聞かず、共同トイレにもいけな
くなりました。たまたまDさん
のアパートの近くで仕事をして
いたホームヘルパーさんがその
状況を知って、家主さんに話を
し、相談と繋がったのです。と
ても有り難い話です。地域の

自分自身、家族のこと、地域
で気になる人や子どものこと、
どんなことでもまずは一度お話
を聴かせてください。

ここから始まる。

【生活困窮者自立支援係】

☎44・3111(直通)

生活困窮者自立支援係 必見多様ネットワーク



大和高田市役所	
TEL.22-1101	FAX.52-2801
中央公民館	TEL.22-1315 FAX22-1316
市立土庫公民館	TEL.23-3560
市立菅原公民館	TEL.23-3561
市立陵西公民館	TEL.23-3562
さざんかホール	TEL.53-8200 FAX53-8201
図書館	TEL.52-3424 FAX52-9415
水道部門	TEL.52-1365 FAX23-3850
総合福祉会館	TEL.23-0789 FAX24-2730
社会福祉協議会	TEL.23-5426 FAX23-2298
クリーンセンター	
企画整備課	TEL.52-1600 FAX52-1685
美化推進課	TEL.53-5383
保健センター	TEL.23-6661 FAX23-6660
市立病院	TEL.53-2901 FAX53-2908
天満診療所	TEL.52-5357 FAX52-5100
青少年課	TEL.23-1322 FAX23-2344
生涯学習課	TEL.53-6264 FAX53-6364
葛城コミュニティセンター	TEL.23-8001 FAX23-8001
総合体育館	TEL.22-8862 FAX22-8863
総合公園	TEL.52-4700 FAX52-4701
さくら荘	TEL.23-4126 FAX23-8535
下水道課	TEL.52-1258 FAX52-1295
高田消防署	TEL.25-0119 FAX22-4565
高田警察署	TEL.22-0110 FAX22-2292
JR 西日本	TEL.0570-00-2486
近鉄大和高田駅	TEL.52-2414
近鉄高田市駅	TEL.53-2531
市民交流センター	TEL.44-3210 FAX44-3212
親と子のすこやか広場	TEL.44-3213 FAX44-3214
高齢者いきいき相談室	TEL.44-3215

大和高田市 市民憲章

一、おたがいに、人権を尊重し、働くよろこびをもちましよう。

一、スポーツに親しみ、健康をかちとりましよう。

一、老人に生きがいを、こどもに夢と希望をあたえましよう。

一、教養をふかめ、文化をたかめましよう。

一、自然をまもり、平和なくらしをきずきましよう。

各種相談

困っていることや心配事など、ご相談ください。
相談は無料で、秘密は守られます。
※市外局番は、「0745」です。

- ◆消費生活相談(要予約) 毎週月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時
消費生活センター(☎22-1101)
- ◆人権相談・行政相談 毎月第4火曜日 午後1時～4時
※6月・12月のみ第1火曜日 於:総合福祉会館 広報広聴係(☎22-1101)
- ◆中小企業金融相談・中小企業経営相談 随時 産業振興課(☎22-1101)
- ◆母子父子相談 月・水・金曜日 午前8時30分～午後5時15分 児童福祉係(☎22-1101)
- ◆心配ごと相談 第2・4金曜日 午後1時～4時 社会福祉協議会(☎23-5426)
- ◆法律相談(要予約)・毎月第2・3火曜日 午後1時～4時
社会福祉協議会(☎23-5426)
・毎月第1・3・4・5木曜日 午後1時～4時
奈良弁護士会(☎0742-22-2035)
※相談日の2週間前から前日までに予約
- ◆司法書士の法律相談(要予約) 毎週月曜日 午後1時～4時
社会福祉協議会(☎23-5426)
- ◆生活相談 毎月水曜日(第1水曜日を除く) 午後1時～4時
※事前に問い合わせてください。社会福祉協議会(☎23-5426)
- ◆健康相談・栄養相談(要予約) 毎月1回、所定の日
午前9時～10時 保健センター(☎23-6661)
- ◆子育てホットライン・健康ホットライン 毎日 午前9時～正午、午後1時～4時30分(土・日・祝日・年末年始を除く) 保健センター(☎23-6661)
- ◆教育ガイダンス 毎週月～金曜日 午前10時～午後5時 青少年センター(☎23-1322)
- ◆家庭児童相談 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 家庭児童相談室(☎23-1195)
- ◆女性相談(要予約) 第1火曜日・第3金曜日 午前9時15分～午後0時5分
第2土曜日 午後1時～3時50分 人権施策課(☎22-1101)
2月は、4日(土)・7日(火)・17日(金)
- ◆住まいづくり相談 第3水曜日 午後1時～4時10分
(第1水曜～第2水曜の間に予約:定員4名) 営繕住宅課(☎22-1101)
- ◆税理士による税務相談 2月・3月を除く毎月第3金曜日 午後1時～4時
於:総合福祉会館 近畿税理士会葛城支部(☎22-5288)

編集後記

平成29年節分の恵方は「北北西」だそうです。恵方と呼ばれる方角は「東北東」「西南西」「南南東」「北北西」の4つのみでローテーションし、今年は壬(みずのえ)なので「北北西」とのことです。



冬になると、フグがよく市場に出回ります。高価な印象が強いフグですが、ショウサイフグやサバフグなど、安価なフグもいるので、機会があれば食べてみてください。

1月は、数年に一度の強い寒波が到来しました。今後も、例年以上の寒さが続くそうです。2月、3月は受験のシーズンです。受験生の皆さん、風邪や寒さに負けないでね。



メダリストが、表彰台で手にするビクトリーブーケ。開催国それぞれのセンスが光ります。特に日本で開催されるフィギュアスケート大会でのブーケは凝っていて、まねして作ってみたいくなります。リオでは、緑を守るという考えから置物になりましたが。さて2020年、8月の東京ではどうなるのでしょうか。

